

○防衛省告示第百九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が令和二年五月二十五日次のとおり決定された。

令和二年五月二七日

防衛大臣 河野 太郎

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
五二二〇	日出生台・十文字原 演習場	別府市	国有	土地…約九六〇平方メートル	
五二二四	北熊本駐屯地	熊本市	国有	建物…約二、〇〇〇平方メートル	

国有 工作物・照明装置等

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

一〇七四	鹿追然別中演習場	北海道河東郡鹿追町	国有	建物・約三、五〇〇平方メートル	
------	----------	-----------	----	-----------------	--

訓練施設として追加提供する。

使用期間..

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊鹿追然別中演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場

一〇七九 滝川演習場

滝川市

国有

合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地・約八二〇平方メートル

訓練場所として追加提供する。

使用期間・

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊滝川駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を

使用している期間中は、地位協定の関連
ある条項が適用される。

二〇〇一 三沢飛行場 三沢市 国有 建物…約二二〇平方メートル

国有 工作物…門等

汚水ポンプ室等として追加提供する。

三〇七九 キャンプ座間 相模原市、座間市 国有 工作物…舗床等

道路等として追加提供する。

四〇九二 岩国飛行場 岩国市 国有 建物…約二三〇平方メートル

国有 工作物…門等

屋外便所等として追加提供する。

四〇九二 岩国飛行場 岩国市 国有 工作物…下水等

ユーティリティ等として追加提供する。

五一二〇 日出生台・十文字原 別府市 国有 土地…約九六〇平方メートル

演習場

訓練場所として追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊別府駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を

使用している期間中は、地位協定の関連

ある条項が適用される。

建物…約二、〇〇〇平方メートル

工作物…照明装置等

五二二四 北熊本駐屯地

熊本市

国有

国有

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を

使用している期間中は、地位協定の関連

ある条項が適用される。